

随意契約理由書

件名	丸栄ビル2階賃貸借契約
契約締結年月日	令和5年11月24日
契約先	株式会社 丸栄興産
契約金額 (税込)	18,685,545円
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第5項
理由	<p>感染症対策センターは、現在、防災新館会議室を利用しているが、大規模災害が発生した際も災害対応と並行して業務を継続できるようにするため、議事堂地下へ移転させる。それに伴い、議事堂地下にある県、警察本部の会議室、倉庫等を県庁近隣の民間ビルである丸栄ビルに移転する。</p> <p>感染者が過去最大の1,000人を大幅に超えた場合、議事堂地下の会議室では執務に要するスペースが足りないことが想定される。そのため、感染症対策センターの第2拠点として、丸栄ビルを活用することを想定している。なお、平時は、県の会議室等として活用する。</p> <p>県職員の利用の利便性を考慮すると、県庁から徒歩で移動可能な至近距離という条件から丸栄ビルしか移転先として該当しないため競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p>